

省 受入可能量などを調査
環境省 広域処理迅速化へ情報収集

環境省は10月11日、東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理を進めるため、各自治体に対し、受け入れ検討状況調査を依頼したと発表した。同省はこうした情報をまとめ、具体的なマッチングを実施する考え。

依頼したのは、岩手県、宮城県、福島県、沖縄県を除く全国の都道府県で、調査票を送付された県などが、管下の市町村の状況ととりまとめ、回答する。回答期限は10月21日。すでに受け入れを実施している自治体か

ど（火災により発生した燃えがらなど、埋立処分が必要なもの）について記載。

想定される受け入れ処理能力として処理方法ごとの処理能力（焼却、破碎、埋め立てなど）、1日の処理可能量、年間最大受け入れ可能量なども記載する。

災害廃棄物の広域処理については、これまで42都道府県と572市町村・一部事務組合から受け入れの表明があった。その規模は、4月8日時点で焼却年間最大約293万ト、破碎年間最大約85万ト、埋立処分年間最大約110万トと合計約488万トに上る。

一方、放射性物質による汚染を危惧する声が全国から寄せられ、広域処理の円滑化に向け受け入れ側の自治体や施設周辺の住民の理解や協力が重要と判断。広域処理の安全性の考

え方などを整理した「災害廃棄物の広域処理の推進にかかるガイドライン」をまとめた。そうした中、東京都

ら、これから検討する自治体まで、各自治体の実状に即して具体的な受け入れの内容や進捗状況を報告してもらう。

主な項目はまず、受け入れが想定される廃棄物として可燃性混合廃棄物（木くずやプラスチックなどが混合した状態の廃棄物）、不燃ごみ（割れたガラスなど）、埋立処分が必要な廃棄物、粗大ごみ（家具などで破碎処理を要するもの）、燃えがらなど

と岩手県が9月30日災害廃棄物処理の基本協定を締結。同省では都の事例を契機に、受け入れ可能な自治体との調整役を果たし、広域処理を迅速化させる方針だ。